

伊勢小俣町商工会 安心安全ガイドライン

適切な感染防止対策

目的	具体的な取り組み例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)・人と人との距離を適切にとる(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)・長時間の密集を避ける(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底・店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)・従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)・出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

(参考) 各業界団体のガイドライン

…<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

